

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による道路の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- …(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)…

### 告示 (選)

- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………

### 公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…

### 告示

● 東京都告示第千九十八号  
 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 令和五年十月十六日  
 東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類  
 指定年月日  
 指定に係る道路の種類  
 指定年月日

法第四十二条第一項第四号の規定による道路  
 令和五年九月二十五日  
 青梅市本町千二番及び千三番  
 延長 六九・一九  
 幅員 二一・八八  
 〇・〇〇  
 〇・〇〇  
 〇・五六

### 東京都告示第千九十九号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。  
 令和五年十月十六日  
 東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類  
 指定年月日  
 指定に係る道路の種類  
 指定年月日

法第四十二条  
 令和五年十月  
 東久留米市小延長

第一項第五号の規定による道路  
 月二日  
 山三丁目四百二十一番十四  
 幅員 五・一八  
 六・〇〇

### 東京都告示第千百号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号) 第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
 令和五年十月十六日  
 東京都知事 小 池 百合子

### 一 被処分者

(一) 商号 株式会社フライングブリッジ

(二) 代表者氏名 代表取締役 森 富美子

(三) 主たる事務所の所在地 墨田区両国四丁目一番三号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第八五四七三号

(五) 免許年月日 令和三年一月二十七日

二 処分年月日 令和五年十月四日

三 処分内容 業務の全部の停止六十日間 (令和五年十月十九日から同年十二月十七日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第五号

### 告示 (選)

### 東京都選挙管理委員会告示第百二十六号

公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条第二項及び第四項第二号 (地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令 (昭和二十三年政令第百二十二号) においてその例によることとされる場合を含む。)

の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年十月十六日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

多摩丘陵病院 町田市下小山田町千四百一番地

多摩丘陵リハビリテーション 町田市下小山田町千四百九十一

ヨン病院 番地

●東京都選挙管理委員会告示第百二十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和五年十月十六日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

多摩丘陵病院 町田市下小山田町千四百九十一番地

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

西東京市西原町三丁目二千四  
百一番六及び西原町四丁目二  
千三百九十九番五十三  
西東京市東伏見三丁目八番  
十三号  
ティーアラウンド株式会社  
代表取締役 大橋 博範

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)ライフ目黒八雲店
- 二 店舗所在地 目黒区八雲三丁目百三十九番一ほか
- 三 設置者名 株式会社ライフコーポレーション
- 四 意見
- ア 聴取者 目黒区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和五年九月二十九日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 令和五年十月十六日から同年十一月十六  
日まで。ただし、東京都の休日に関する  
条例(平成元年東京都条例第十号)に定

める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 王子五丁目団地10号棟

二 店舗所在地 北区王子五丁目一番地一

三 設置者名 独立行政法人都市再生機構

四 意見

ア 聴取者 北区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年八月二十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年十月十六日から同年十一月十六  
日まで。ただし、東京都の休日に関する  
条例(平成元年東京都条例第十号)に定

める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

行 東 京 都 三〇円  
東京都市西新宿二丁目八番一号 郵便番号 113-8001  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)  
一箇月 六、六〇〇円  
印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都市西新宿二丁目十三番七号 郵便番号 113-0001  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

